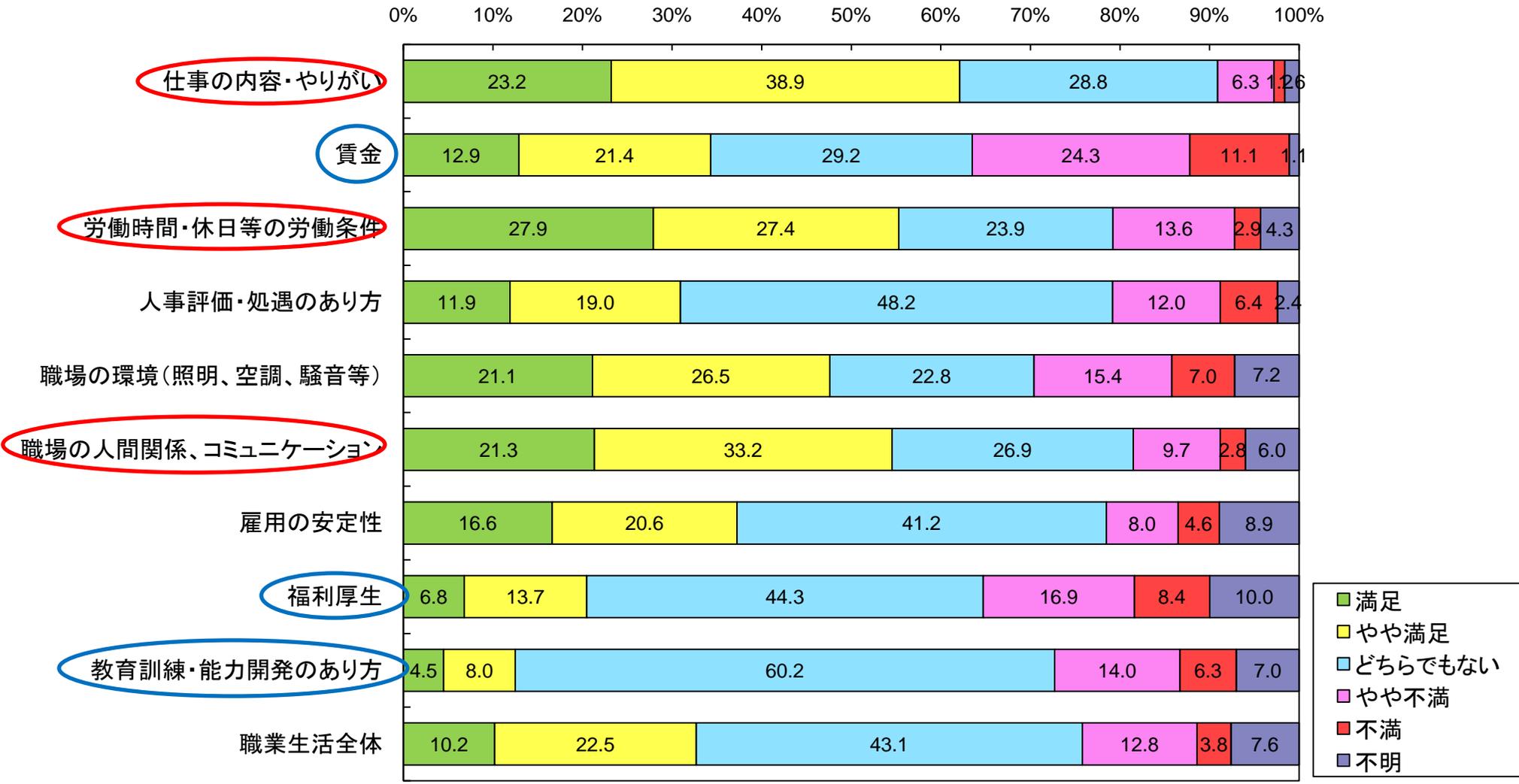


○パート労働者の現在の職場での満足度

○「仕事の内容・やりがい」、「労働時間・休日等の労働条件」、「職場の人間関係、コミュニケーション」では満足している者が多いが、「賃金」、「福利厚生」、「教育訓練・能力開発のあり方」では不満の者が多くなっている。



資料出所:平成19年就業形態の多様化に関する総合実態調査(厚生労働省)2

パートタイム労働者への対応

- 改正パートタイム労働法により、短時間労働者の納得性の向上、正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の推進等を図っている。

就業形態の多様化の進展に対応した共通の職場ルールの確立

1 労働条件の文書交付・説明義務

労働条件を明示した文書の交付等の義務化(過料あり)等

2 均衡のとれた待遇の確保の促進(働き・貢献に見合った公正な待遇の決定ルールの整備)

(1)すべてのパート労働者を対象に、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保措置の義務化等

(2)特に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対しては、差別的取扱いの禁止

3 通常の労働者への転換の推進

通常の労働者への転換を推進するための措置を義務化

4 苦情処理・紛争解決援助

(1)苦情を自主的に解決するよう努力義務化

(2)行政型ADR(調停等)の整備

施行期日 平成20年4月1日施行

公正な待遇の実現
労働生産性の上昇

- 現在、パート労働者の、多様な就業実態に応じた公正な待遇を実現するため、
 - ① 都道府県労働局において、パート労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主に対する相談・支援、必要に応じた行政指導の実施
 - ② 「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」の支給 等を実施。

短時間労働者均衡待遇推進等助成金

事業主向け

パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度を導入し、最初の制度利用者がした場合に助成金を支給。

- 申請ができる事業主
労働保険適用事業主
- 支給メニューと支給額

支給対象メニュー	支給額	
	第1回目	第2回目(※1)
① 正社員と共通の処遇制度の導入	25万円	25万円
② パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入	15万円	15万円
③ 正社員への転換制度の導入	15万円	15万円
④ 短時間正社員制度の導入(※2)	15万円	15万円
⑤ 教育訓練制度の導入	15万円	15万円
⑥ 健康診断制度の導入	15万円	15万円

※1 中小企業事業主には、第2回目の支給額を10万円増額

※2 ④短時間正社員制度については、対象労働者2人目～10人目まで10万円(中小規模事業主は15万円を)支給

事業主団体向け

中小企業事業主団体が、構成事業主に対し、中小企業診断士等による個別指導等の均衡待遇に関する制度導入のための支援事業を2年間に渡り実施した場合、各年度に目標達成度合い等に応じ1,000万円を上限に助成する。